

10 事後調査計画

本事業による工事の実施及び施設の存在・供用による周辺環境への影響については、環境配慮事項を適切に講じ、環境保全措置を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされている。また、国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると判断した。

そのうえで事後調査が必要か否かについて、検討を行った結果、予測手法等に起因する予測の不確実性や環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断し、事後調査は実施しないこととした。